令和6年度 市町村保健·福祉主管課長会議資料 【地域福祉課】

- 1 被災者支援の取組について
- 2 安心して暮らせる地域社会づくりの推進について
- 3 戦没者遺族等への援護について
- 4 社会福祉法人の適正な運営確保について
- 5 生活保護の適正な実施等について
- 6 生活困窮者への支援の充実について

令和6年5月14日

1 被災者支援の取組について

(1) 被災者の中長期的な見守り等支援体制について

① 令和6年度生活支援相談員配置計画

- ・ 県では、被災者が孤立を深めることがないよう、岩手県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会と連携して、生活支援相談員の配置及び地域見守り支援拠点の設置による、見守り・相談支援や福祉コミュニティの形成支援等に取り組んでいる。
- ・ 令和6年度は、各市町村社会福祉協議会の意向を踏まえ、55人を配置するため に必要な経費を当初予算に計上している。

	R6計画		R6計画
宮古市社協	3人	釜石市社協	6人
大船渡市社協	9人	大槌町社協	7人
花巻市社協	1人	山田町社協	17人
陸前高田市社協	10人	県社協	2人
		計	55人

② 中長期的な被災者支援の方向性

ア課題

・ 発災から13年が経過する中、被災者の相談内容については、被災者特有の課題から、被災者以外の住民と共通する、複雑化、多様化した生活課題に変化している一方、コミュニティとのつながりの面では、震災による影響が依然として残っており、中長期的な支援ニーズが見込まれる。

イ 今後の方向性

- ・ 被災者の孤立を防止するため、引き続き、生活支援相談員の配置や地域見守り支援拠点の設置などに取り組んでいくが、被災者の複雑化、多様化した支援ニーズに対応するため、中長期的には、市町村の一般施策を中心とする包括的な支援体制の構築を進めていく必要がある。
- ・ 市町村における包括的な支援体制の構築に向けては、令和3年度に、属性や 世代を問わない相談支援等の個別支援に加え、住民同士がつながり支え合う地 域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設 されたところであり、被災者の様々な支援ニーズに対応していくうえで有効な 取組と考えている。
- ・ このため、「いわて県民計画(2019~2028)」第2期アクションプラン(復興 推進プラン)に、市町村における重層的支援体制整備事業の取組の促進を盛り 込み、実施市町村の拡大を図りながら、被災者を支える中長期的な支援体制を 構築していく。

「いわて県民計画(2019~2028)」第2期アクションプラン(復興推進プラン) Ⅱ 暮らしの再建 4 地域コミュニティ

主な取組内容

取組項目 NO.12 地域コミュニティの再生・活性化を支援します

② 互いに認め合い、共に支え合う福祉コミュニティづくりの推進

被災者が孤立を深めることがないよう、生活支援相談員の配置による見守りや福祉コミュニティの形成支援に取り組むとともに、地域住民が抱える複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を図るため、市町村における、属性や世代を問わない個別支援と地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の取組を促進します。

また、地域の福祉課題に主体的に取り組む福祉ボランティアの育成を支援します。

市町村に協力を依頼する事項

- ① 民生委員や市町村が独自に配置する支援員、生活困窮者自立相談支援機関など市町村が設置する相談支援機関等と、「生活支援相談員」との連携・情報共有について協力願いたい。
- ② 生活支援相談員を災害公営住宅や地域の空き店舗等に配置する「地域 見守り支援拠点」の取組について協力願いたい。
- ③ 重層的支援体制整備事業の実施による中長期的な支援体制の構築について検討願いたい。

【参考】

広域振興

① 被災者の見守り等支援体制の確保に向けた市町村、社会福祉協議会等 との連携・協力。

局等の取 組事項 ② 市町村社会福祉協議会、生活支援相談員からの問合せや相談への対応。(重層的支援体制整備事業における相談支援、生活困窮者自立支援 事業等)

(2) 災害派遣福祉チームについて

ア 概要

本県では、大規模災害時に避難所等において要配慮者の福祉・介護等のニーズ把握や応急支援等を行う「岩手県災害派遣福祉チーム」を設置している。

平成28年度には、熊本地震に際して初めてチームを派遣したほか、同年の台風第 10号災害では岩泉町、平成30年7月豪雨災害では岡山県、令和6年能登半島地震で は石川県へチームを派遣し、現地の関係者と連携して、避難所でのニーズ把握や環 境改善、福祉相談、応急的な介助支援など要配慮者の状況に応じた各種支援を行っ た。

イ 国によるガイドラインの策定と災害派遣福祉チーム全国化の動き

厚生労働省では、都道府県における災害福祉広域支援ネットワークの構築や災害

派遣福祉チームの設置を目指し、平成30年5月に「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」を策定したほか、令和元年度からは「災害福祉支援ネットワーク構築・運営リーダー養成研修」の開催、令和4年度からは「災害福祉支援ネットワーク中央センター」を設置し、各都道府県での災害派遣福祉チームの設置及び広域的な派遣体制の構築を促進している。

ウ 今後の取組

災害時における要配慮者への迅速かつ適切な支援体制の充実を図るため、災害派 造福祉チームの派遣体制強化など、引き続き国への要望や東北各県との連携、全国 への情報発信に取り組むほか、本県におけるチーム派遣体制の充実・強化に向け、 引き続きチーム員の養成研修・訓練等を行うとともに「災害福祉支援コーディネー ター」を岩手県社会福祉協議会等に配置し、平時から保健医療関係チームとの合同 研修・訓練やチーム員等を対象とした圏域別の研修会等を行う。

また、災害時において、**災害派遣福祉チームが要配慮者支援を適切に行うために は被災市町村及び現地関係者との連携が必要不可欠**であることから、これまでもチームの周知や活動への協力をお願いしてきたところであり、今後も各市町村との連携体制構築に向けた取組を進めることとしている。

【岩手県災害派遣福祉チームの概要】

- ・派遣主体:岩手県災害福祉広域支援推進機構(平成25年9月設置)
 - (本部長:知事、事務局:岩手県社会福祉協議会、関係26団体で構成)
- ・チーム員登録者数:283名(令和5年12月末現在)
- ・チーム編成:社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、保育士等(1チーム4~6人)
- ・主な活動内容:避難所等における避難者等の福祉ニーズの把握、応急的支援など

市町村に協 力を依頼す

- ① 災害派遣福祉チームの市町村防災計画への位置付け
- ② 市町村が実施する防災訓練へのチームの参加機会の確保
- | ③ 福祉専門職である**市町村職員のチーム員への登録**|
- ④ 災害派遣福祉チームの福祉・医療・保健関係者への周知
- ⑤ 災害福祉支援コーディネーターが実施する**各種研修会への参加・**

協力

【参考】

項

る事項

広域振興局 等の取組事

- ① 災害派遣福祉チームの位置付けに係る市町村防災計画への助言
- ② 災害派遣福祉チームの市町村・福祉・医療・保健関係者への周知
- ③ チーム員地区協議会の設置に向けた連携・支援
- ④ 災害福祉支援コーディネーターが実施する**各種研修会への参加・協力**

(3) 防災ボランティアについて

ア これまでの県の取組

東日本大震災津波や大雨災害等におけるボランティア活動の課題を踏まえ、平成 26年3月「岩手県防災ボランティア活動推進指針」を策定し、岩手県防災ボランティアネットワーク連携会議や研修会を通じ、地域の受援力(ボランティアを受け入れる力)を高める取組や関係機関・団体のネットワーク構築等に取り組んできた。

平成28年台風第10号及び令和元年台風第19号災害では、岩手県防災ボランティア ネットワーク連携会議のメンバーが中心となり、被災地の災害ボランティアセンタ ーへの支援等、指針の目的を踏まえた連携と活動が行われた。

イ 今後の取組

内閣府では平成30年4月に「防災における行政のNPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック〜三者連携を目指して〜」を発行するなど、地域の実情に合わせた三者連携(行政、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等)の促進を図っている。県では、上記ガイドブックの内容及び台風災害対応等で得られた教訓や反省を踏まえ、令和2年度に指針の改定を行い、地域防災計画に定められているボランティアの育成や発災時における関係機関・団体ネットワーク活動の充実など、防災ボランティア活動の一層の促進を図っている。

岩手県社会福祉協議会に市町村災害ボランティアセンター**指導職員を配置**し、災 害発生時に市町村災害ボランティアセンターの円滑な設置運営が行われるよう、**設 置運営研修の開催や市町村域の連絡ネットワークの構築**など、市町村や市町村社協 等への支援に取り組むこととしている。

【参考】岩手県防災ボランティア活動推進指針の概要

- 1 防災ボランティア活動推進のための基本的視点
 - (1) 平時における関係機関・団体のネットワークの構築
 - (2) 災害時における連携・協働体制の構築
 - (3) 地域の「受援力」を高める取組の推進
- 2 防災ボランティア活動推進のための取組方向
 - (1) 災害ボランティアセンターの迅速な設置及び円滑な運営に向けた取組
 - (2) 行政、社会福祉協議会、日赤、NPO等の連携・協力による効果的な支援活動に向けた取組
 - (3) 防災ボランティア活動拠点の確保・設置に向けた取組
 - (4) 要配慮者世帯の状況及び被災者ニーズの把握に向けた取組

【参考】各災害におけるボランティア活動人数

災	害	名	時	点	活動人数	(※)
東日本大震災津波		令和5年	F3月末	570,	,875人	
平成28年台風第10号				24,	470人	
令和元年	台風	第19号			6,	,493人

※ 県内市町村社会福祉協議会が設置したボランティアセンターを通じて活動した人数を岩手県社会福祉協議会が集計しているもの。(県社協HP等より引用)

市町村に 協力を依 頼する事 ① 「岩手県防災ボランティア活動推進指針」を踏まえ、災害ボランティアセンターを迅速に設置し、円滑に運営するとともに、効果的な支援活動を展開するため、市町村社会福祉協議会と連携して、各市町村域のネットワーク連絡会議(※1)を設置し、関係機関・団体等との連携体制を構築

項

- ② 「岩手県防災ボランティア支援ネットワーク」連絡会議(※2)が主催する行政、社協、NPO団体等の連携の促進を目的とした研修会への積極的な参加
- ※1 市町村域ネットワーク会議 構成員

市町村職員、市町村社会福祉協議会職員、地元団体 (NPO等)、消防団、町内会長、民生委員等 ※構成員は地域の実情等に応じて適宜、変更予定

※2「岩手県防災ボランティア支援ネットワーク」連絡会議 構成員 岩手県社会福祉協議会、日本赤十字社岩手県支部、NPO法人いわて連携復興 センター、NPO法人遠野まごころネット、一般社団法人SAVE IWATE、岩手県立大学、 盛岡市、雫石町、大船渡市社会福祉協議会、一関市社会福祉協議会、岩手県

【参考】

広域振興 局等の取

- ① 各市町村域ネットワーク連絡会議(※2)開催に係る協力
- ② 発災時における市町村、市町村社協、NP0等との情報共有、ボランティア等への情報発信

組事項

③ ボランティア従事者等への高速道路無償化に係る証明書の発行(各局経営企画部等で対応)

2 安心して暮らせる地域社会づくりの推進について

(1) 地域共生社会の実現に向けた取組について

ア 現状及び課題

共同体機能の脆弱化や、人口減による地域社会の担い手不足等を背景に、8050世帯やヤングケアラー、ダブルケアなど、従来の介護や障がい、子育てなどの属性別の支援体制では対応が困難な複雑化、複合化した支援ニーズが顕在化しており、属性や世代を問わない包括的な支援体制の構築を促進していく必要がある。

イ 今後の方向性

・ 令和6年3月に策定した第4期岩手県地域福祉支援計画に基づき、地域住民が抱 える複雑化、複合化した支援ニーズに対応する**包括的な支援体制の構築**を図るため、 市町村における、属性や世代を問わない個別支援と社会的孤立を生まない地域づく りに向けた支援を一体的に実施する**「重層的支援体制整備事業」の取組を促進**していく。

・ 事業実施市町村の拡大に向け、ノウハウ面での支援や人材の育成・確保により、 引き続き、市町村の取組を支援していく。

「いわて県民計画(2019~2028)」第2期アクションプラン(政策推進プラン)

- I 健康・余暇
 - 3 介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる環境を つくります

<県が取り組む具体的な推進方策(工程表)>

- ① 互いに認め合い、共に支え合う福祉コミュニティづくりの推進
 - ・ 地域住民が抱える複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援 体制の構築を図るため、市町村における、属性や世代を問わない個別支援と 社会的孤立を生まない地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支 援体制整備事業の取組を促進します。また、地域の福祉課題に主体的に取り 組む福祉ボランティアの育成を支援します。

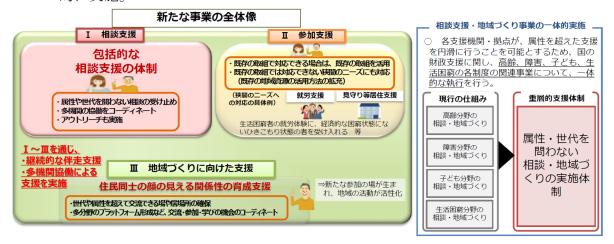
(指標)

・重層的支援体制整備事業を実施している市町村数(市町村)

現状値	R5	R6	R7	R8
2	4	8	13	18

① 重層的支援体制整備事業の概要

- ・ 地域住民が抱える複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制 の構築を図るため、社会福祉法の改正により、令和3年度に創設された市町村事 業。
- ・ 属性や世代を問わない相談支援や、社会とのつながりを回復する参加支援など の個別支援に加え、住民同士がつながり支え合う地域づくりに向けた支援を一体 的に実施。



・ 市町村における事業の実施は任意とされているが、地域における包括的な支援 体制を構築し、「地域共生社会」の実現を図っていくうえで有効な取組であること から、県としては、実施市町村の拡大を図っていく必要があると考えている。

② 実施市町村の拡大に向けた支援

- ・ 令和6年度、県内で5市町において事業を実施。
- ・ 現時点において実施予定がない市町村からは、実施しない理由として、概ね、 現状で包括的な支援ができているとの回答のほか、専門的知識や人員の不足を挙 げている市町村もあることから、こうした課題に対応するための支援を行う必要 がある。
- ・ このため、県では、以下のとおり、研修会の開催やアドバイザーの派遣等によるノウハウ面での支援のほか、地域福祉における専門人材として事業の中核を担うことが期待されるコミュニティソーシャルワーカーの養成などにより市町村の取組を支援していく。

	事業名	内 容
	重層的支援体制整	市町村等に対し、重層的支援体制整備事業に係る体制構築
	備事業研修会	や具体の運用等を説明するための事業研修会を開催。
	ダブルケア研修会	市町村等に対し、複雑化、複合化した支援ニーズに対する
1	グノルグノ伽修会	対応スキルの強化を図るための研修会を開催。
ウ	重層的支援体制構	重層的支援体制整備事業を実施、又は実施に向けた準備を
ハ	単信的 文版 体 間 侍 築アドバイザー	行う市町村等に対し、専門的見地から助言等を行うアドバ
ウ	来 / 17 21 9	イザー及びサポーターを派遣。
支	地域福祉推進フォ	市町村等関係機関をはじめ、広く県民に対し、包括的な支
援	地域価値推進フォ ーラム	援体制の構築による地域共生社会の実現に向けた機運醸成
		を図るためのフォーラムを開催。
	連絡調整会議	重層的支援体制の構築に向けた、県と市町村等関係機関と
	产 和	の情報共有の場として連絡調整会議を開催。
人	重層的支援体制の	地域福祉における専門人材として重層的支援体制整備事業
材養	構築に向けた人材	の中核を担うことが期待されるコミュニティソーシャルワ
成	養成事業委託	ーカーの養成及びスキルアップのための研修を実施。
	包括的支援体制整	市町村における重層的支援体制整備事業の取組促進を図る
そ	備状況調査	ため、市町村訪問等により、包括的支援体制整備状況の聴
0	佣机机制重	取及び事業導入の働きかけを実施。
他	岩手県地域福祉推	岩手県地域福祉支援計画の評価・検証、包括的な支援体制
TE	在于県地域価祉推 進協議会	の構築に向けた推進方策等について協議するため、外部の
	医	有識者等を委員とする協議会を開催。

市町村に 協力を依 頼する事 項 ① 重層的支援体制整備事業を始めとした包括的な支援体制の構築に向けた取組

※「移行準備事業」が令和7年度で終了する見込みであることに留意

② 県が開催する研修会等への積極的な参加、重層的支援体制構築アドバイザーに加え、今年度からサポーターの派遣を行うこととしたことから、有効活用

【参考】

広域振興

① 市町村における包括的な支援体制の構築についての協力。

局等の取 組事項 ② 特に、重層的支援体制整備事業を実施する町村に対しては、支援会 議等への参画をはじめ、福祉事務所として積極的に連携を図ること。

(2) ひとにやさしいまちづくりの推進について

「ひとにやさしいまちづくり推進指針(2020~2024)」に基づき、県民や事業者等との連携、協働により、ひとにやさしいまちづくりを推進しているところであり、今年度改定を予定している。

推進指針については、障がい当事者の方からの意見を踏まえ、多機能トイレなど障がい者用設備の目的やあり方等の一層の理解と普及、全ての人が相互に支え合う「心」の醸成を図るため、写真やイラストを活用した新指針(冊子)のほか、小学生向け普及パンフレットを作成して各小学校へ配付するなど、県民に対する意識啓発や学ぶ機会の充実に努めている。

【参考】ひとにやさしいまちづくり推進指針(2020~2024)の概要

1 推進期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

2 目指す姿

全ての人が個人として尊重され、自らの意思に基づき自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される地域社会

3 基本的な推進方向

- (1) 全ての人が互いに支え合うことのできる「心」を醸成する「ひとづくり」
- (2) 全ての人が安全かつ円滑に移動でき、快適に過ごすことができる「まちづくり」
- (3) 全ての人に使いやすい「ものづくり」
- (4) 全ての人が必要なときに必要な形で受け取ることができる「情報発信」
- (5) 全ての人が多様な分野で主体的に活躍できる「参画」

ア ヘルプマーク・ヘルプカードの配付・普及促進

県では、市町村の協力を得て、令和元年度からストラップ型へルプマークの配付を行うとともに、公共施設や主要駅等へのポスター掲示など普及啓発を行っているが、ヘルプマークを身に付けた方への配慮を促進するため、広報活動など更なる普及啓発に取り組むこととしている。

【参考】ヘルプマーク及びヘルプカード



イ ひとにやさしい駐車場利用証制度について

県では、公共施設等にある車いす用駐車場の適正利用を図るため、「ひとにやさしい駐車場利用制度」を実施しており、いわて県民計画(2019~2028)第2期アクションプランにおいては引き続き「ひとにやさしい駐車場利用証制度駐車区画数」を具体的推進方策指標とし、現状値(2021)1,079区画から目標値(2026)1,130区画への拡大を目指している。

- ① ひとにやさしいまちづくりセミナーの開催 (4地区予定)
- ② 意識啓発
 - ひとにやさしいまちづくり推進指針の改定
 - ・ いわてユニバーサルデザイン電子マップの運営
 - 県内のバリアフリー設備等の情報の収集及び発信
 - ・ ひとにやさしい駐車場利用証制度(パーキングパーミット制度) の推進(利用証の普及、指定駐車施設協定締結推進)
 - ※ 平成22年度から運用開始。平成24年4月1日から同様の制度を 実施する府県の間で利用証の相互利用が開始され、現在、全国42 府県で相互に利用できる。
 - ・ ひとにやさしいまちづくり条例に基づく知事表彰等
- ③ 県民の意見を反映する仕組みの確立
 - ・ ひとにやさしいまちづくり推進協議会の運営等
 - ・ ひとにやさしいまちづくり条例に基づく利用者意見聴取等の実施 (公共施設新設・大規模改修実施時)
- ④ 公共的施設整備基準適合件数の増加
 - ・ 特定公共的施設の新設等の際の事前協議を義務づけ、よりよい施 設整備を推進(建築住宅課)
- ⑤ ひとにやさしいまちづくり推進資金の貸付による施設整備の促進

県の取組 事項

① まちづくりや公共施設整備時における、障がい当事者等からの意見 聴取や反映による、ユニバーサルデザイン導入への配慮

市町村に

- ② ヘルプマーク・ヘルプカードの配付及び普及啓発
- 協力を依 頼する事
- ③ いわてユニバーサルデザイン電子マップの活用と登録等の情報提供

頼する事 項

- ④ 市町村施設、関連施設などのひとにやさしい駐車場利用証制度に係る**県との協定締結**
- ⑤ ひとにやさしい駐車場利用証制度の住民に対する広報の協力
- ⑥ 関係職員のひとにやさしいまちづくりセミナーなどへの参加

【参考】

広域振興

- ① ヘルプマーク・ヘルプカードの配付及び普及啓発
- ② いわてユニバーサルデザイン電子マップの運営

局等の取

- ③ ひとにやさしい駐車場利用証制度の実施
- ④ 各種研修実施に係る協力

組事項

⑤ 地域(圏域)単位での、民間団体によるユニバーサルデザイン推進 活動の継続支援

(3) 民生委員・児童委員の活動支援について

ア 民生委員・児童委員一斉改選

県では、令和7年12月1日に民生委員・児童委員の一斉改選が予定されている ことから、**今年度中に各市町村の民生委員の定数検討のための調査**を行い、「民生 **委員の定数に関する条例」の改正を予定**している。

各市町村においては、**一斉改選に向けた調査への協力及び潜在候補者の掘り起こ し等の対応**をお願いするとともに、

国の定数基準を超過している市町村にあっては、民生委員児童委員協議会と丁寧に協議いただき、基準超過の是正に向けて取り組みをお願いする。

イ 民生委員の活動支援

少子高齢化や核家族化が進行し、住民同士のつながりが薄くなる中、地域においては、高齢者の介護や障がい者の自立、子育て、生活困窮者への対応、災害時の助け合いなど、複雑かつ多様な生活・福祉課題が顕在化し、民生委員・児童委員の活動量の増加、支援の困難性、これらを背景とした成り手の確保などが課題である。

県では、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりのため、民生委員・児童 委員の役割や社会的重要性等について住民に理解してもらうための広報活動を行う ほか、各種研修の実施や地方交付税算定基礎の改定を踏まえた活動費(年額60,200 円)の支給等による活動支援に取り組んでいる。

各市町村においては、民生委員が住民と相談機関等のつなぎ役として、生活や福祉的な課題を抱える住民を、早期に相談機関等につなぎ、民生委員自身が問題を抱え込むことのないよう配慮をお願いする。

具体的には、民生委員・児童委員への各種相談窓口の定期的な情報提供や、住民

の個別支援を検討する各種会議等への参加依頼のほか、「地区民生委員・児童委員協 議会」との連携、住民への広報啓発活動、民生委員の支援スタッフ配置等、地域の 実情に応じた支援策、負担軽減の取組について配慮いただきたい。

県の取組

事項

- ① 新任委員向け研修、中堅委員向け研修、主任児童委員向け研修、市町村民児協会長・副会長研修の実施
- ② 民生委員・児童委員活動の普及(住民の理解のための広報活動等)
- ③ 一斉改選に向けた事務手続き(民生委員の定数に関する条例改正等)

市町村の

取組事項

- ① 民生委員・児童委員地区協議会と連携及び活動支援
- ② 民生委員・児童委員の各種個別支援会議等への参加の配慮
- ③ 住民に対する民生委員・児童委員の社会的重要性に係る啓発活動
- ④ 地域の状況に応じた民生委員・児童委員の負担軽減の検討・取組
- ⑤ 民生委員・児童委員の確保に向けた潜在候補者の掘り起こし
- ⑥ 一斉改選に向けた調査への協力、潜在候補者の掘り起こし等の取組 (定数基準を超過している市町村にあっては、次回一斉改選に向けて 基準超過を是正する取組)

【参考】

広域振興局等 の取組事項

- ① 各種業務における民生委員・児童委員との連携
- ② 民生委員・児童委員の意向や地域の福祉課題を踏まえた研修の 提供

(4) 成年後見制度等の利用促進について

ア 概要

成年後見制度は、判断能力が不十分な認知症高齢者や知的障がい者等の判断能力 の程度に応じて、家庭裁判所が後見人、保佐人、補助人のいずれかを選任し、これ ら当事者が財産管理や契約行為等を行う場合に、その意思決定を法律的に支援する ものであり、同制度の利用を促進し、意思決定が困難な方への支援を進めている。

一方で、制度の理解不足や後見人等の選任に係る審判手続きの煩雑さ、後見人等 の担い手不足、審判に係る費用や後見人等への報酬といった経済的負担等があり、 制度の利用を促進する上で課題となっている。

イ 制度の利用促進に係る国の方針等

(ア)第一期計画(平成29年度~令和3年度)

成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)及び成年後見制度利用促進基本計画(第一期計画)により、市町村は、「成年後見制度の利用促進に係る計画」の策定、「地域連携ネットワーク」の整備及び「中核機関」の設置等が努力義務とされ、制度の利用促進に向けた様々な取組が進められた。

(イ)第二期計画(令和4年度~令和8年度)

令和4年3月の厚労省通知「第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定につ

いて」において、制度の利用を促進するための県、市町村の取り組むべき事項が 改めて示されている。

【第二期計画における市町村の取り組むべき事項(うちKPI未達成分)】

- ・ 全市町村における市町村長申立ての適切な実施
- ・ 全市町村における権利擁護支援の行政計画等の策定及び推進
- ・ 全市町村における中核機関の整備及び地域連携ネットワークづくり

(ウ) いわて県民計画

いわて県民計画(2019~2028)第2期アクションプランにおいて、以下のように記載し権利擁護の体制整備に取り組むこととしている。

「いわて県民計画 (2019~2028) 」第2期アクションプラン (政策推進プラン)

- I 健康·余暇
 - 3 介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる環境を つくります

<県が取り組む具体的な推進方策(工程表)>

- ② みんなが安心して暮らせるセーフティネットの整備
 - ・ 高齢者や障がい者等の判断能力や生活状況を踏まえた権利擁護を行うため、 市町村や社会福祉協議会等と連携し、どの地域においても成年後見制度や日 常生活自立支援事業等が適切に利用できるよう体制整備に取り組みます。

(指標)

・成年後見制度に係る中核機関を設置している市町村数(市町村)

現状値	R5	R6	R7	R8
20	30	33	33	33

ウ 日常生活自立支援事業と成年後見制度の適切な連携

日常生活自立支援事業は、利用者本人との契約に基づき、日常的な生活援助の範囲内における支援を行う事業であり、令和5年年度は県内で989名の方が利用している。

その利用者のうちには判断能力が全く無いなど、同事業を利用できる水準にない場合もあり(下記「利用対象者の目安」を参照)、同事業の利用から成年後見人等の制度への移行が必要とされる事例が生じている。

県では、岩手県社会福祉協議会と連携して、**日常生活自立支援事業の適正な運営と成年後見制度の利用促進を一体的に進める**こととしており、市町村における成年後見制度の利用に向けた取組を支援していく。

【参考】

日常生活自立支援事業の利用者数の推移 R1:981名 R2:1,006人 R3:996人 R4:1,011人 R5:989人

制度名【実施機関】	サービスの内容
成年後見制度	成年後見人等が、本人に代わって次のような行為を行う
【家庭裁判所】	(後見・補佐・補助によって権限が異なる。)
	◇財産の管理(預金の出し入れも含む)
	◇各種契約の締結
日常生活自立支援事業	本人の生活の次のようなサポートを行う
【社会福祉協議会】	◇福祉サービス利用支援
	◇日常的金銭管理
	◇書類等預かり

【利用対象者の目安】

判断能力	全くない	著しく不十分	不十分	不安がある
成年後見制度	← →	← →	← →	
(制度の種類)	(後見)	(補佐)	(補助)	対象外
日常生活自立		4		
支援事業		,		

県の取組 事項

① 弁護士会等の関係機関・団体による「岩手県成年後見制度利用促進ネットワーク会議」を運営し、全県における連携体制の強化を図るとともに、各地域における市町村等の活動を支援

- ② 制度の普及啓発と市民後見人養成、市町村による成年後見人選任の申立を技術的に支援する研修会を実施
- ③ 地域連携のネットワークづくりの支援(関係機関による意見交換会の 開催等)

① 中核機関の設置及び地域連携ネットワークづくり

② 市町村長申立ての適切な実施

市町村 の取組 事項

- ③ 申立費用や後見人報酬の助成等の実施(国庫補助=成年後見利用支援事業等)
- ④ 権利擁護人材の養成研修や資質向上のための支援体制の構築(国庫補助=成年後見利用支援事業等)
- ⑤ 意思決定が困難な方の相談等に係る中核機関又は日常生活自立支援 事業へのつなぎ

【参考】

広域振興 局等の取 組事項

市町村の取組が促進されるよう、助言等をお願いする。

- ① 各地域における地域連携ネットワーク構築のための協力
- ② 意思決定が困難な方の相談等に係る中核機関又は日常生活自立支援事業へのつなぎ

【参考】

- ※ 参考1 成年後見関係事件申立件数 H30:298件 R1:312件 R2:315件 R3:326件
 - R4:367件 R5:303件
- ※ 参考 2 市町村長申立件数 H29:44件 H30:62件 R1:64件 R2:71件 R3:76件 R4:78件 R5:81件

(5) 再犯防止対策の推進について

ア 概要

再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)において、**県及び市町村は、**国との適切な役割分担を踏まえて、**その地域の状況に応じた再犯防止施策を実施**することとされている。

県では、高齢又は障がいにより自立した生活が困難な矯正施設退所者等に対し、 福祉サービス等の利用支援を行う岩手県地域生活定着支援センターを委託により設 置している。

また、司法、更生保護、保健医療福祉の関係機関・団体等で構成する**岩手県再犯防止推進連絡協議会を設置**し、**岩手県再犯防止推進計画**(令和3年度から令和7年度)を策定して、再犯防止施策を進めている。

岩手県民計画(2019~2028)第2期アクションプランにおいては、「高齢、障がいにより支援を必要とする矯正施設退所者や起訴猶予者等が地域で自立した生活を営むことができるよう(中略)関係機関と連携して福祉的支援に取り組む」こととしており、引き続き、関係機関が連携して必要な支援を進めていく必要がある。

イ 同法に定める地方公共団体の役割

- (ア) 再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を実施する責務
- (イ) 地方再犯防止推進計画を策定する努力義務

① 再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 特性に応じた指導及び支援等
- ・ 就労の支援
- ・ 非行少年等に対する支援
- ② 社会における職業・住居の確保等
 - 就業の機会の確保等
 - 住居の確保等
 - 更生保護施設に対する援助
 - ・ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供
- ③ 再犯防止推進の人的・物的基盤の整備
 - ・ 関係機関における体制の整備等
 - 再犯防止関係施設の整備
- ④ 再犯防止推進に関する重要事項
 - 情報の共有、検証、調査研究の推進等
 - ・ 社会内における適切な指導及び支援

基本的施策

- ・ 国民の理解の増進及び表彰
- ・ 民間の団体等に対する援助

ウ 市町村の取組

市町村においては、再犯防止推進計画を策定(市町村地域福祉計画への掲載含む) し、福祉サービスによる必要な支援を実施するとともに、矯正施設退所者等が地域 社会に復帰して自立した生活を送るための支援として、岩手地域生活定着支援セン ターと連携した取り組みが必要である。

具体的には、同センターが主催するケース検討会議等への参加や、や重層的支援 体制整備事業、生活困窮者自立支援事業等との連携について、引き続き御協力をお 願いする。

【参考】岩手県再犯防止推進計画の概要

1 計画期間

令和3年度~令和7年度(5年間)

2 基本理念

県民の幸福を守り育てていく上で、犯罪や非行のない明るい社会づくりは極めて 重要であり、たとえ罪を犯しても、誰一人取り残さず、地域社会で孤立することな く再び社会を構成する一員となることができるよう取り組むことが必要である。

こうした考えのもと、本計画では、県民や関係機関・団体等が一体となって、罪を犯した人の社会復帰支援に取り組み、犯罪や非行が少なく、安心・安全に暮らせるまちづくりの実現を図る。

3 重点施策

- (1) 就労・住居の確保
- (2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- (3) 学校等と連携した修学支援と非行防止の促進
- (4) 犯罪をした者等の特性に応じた取組
- (5) 国、市町村及び民間団体等との連携による支援

① 地域生活定着支援センターの設置

- ・ 矯正施設入所者等に対する福祉サービス等に係るニーズの確認
- ・ 受入先施設等のあっせん、福祉サービス等に係る申請支援
- 受入先施設に対する助言
- 矯正施設退所者等の福祉サービスの利用相談
- ② "社会を明るくする運動"への参加
 - ・ 岩手県"社会を明るくする運動"推進委員長に知事が就任
 - ・ 駅頭での啓発活動、作文コンテスト表彰式への参加
- ③ 更生保護関係団体へ協力・各種行事等の参加
 - 岩手県保護司会連合会への県単独補助金の交付
 - 永年勤続保護司に対する知事感謝状の贈呈

県の

取組

- 更生保護団体主催の研修会等への知事の出席
- ④ 再犯防止推進に向けたネットワークの構築(岩手県再犯防止推進連絡協議会の設置)
- ⑤ 岩手県再犯防止推進計画に基づく再犯防施策の推進 (市町村、福祉施設等を対象とした研修、セミナーの実施等)

① 再犯防止推進計画の策定(努力義務)

市町村 の取組

事項

② 再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の 状況に応じた以下の施策を策定・実施 (努力義務)

- ・ 再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等
- ・ 社会における職業・住居の確保等
- ・ 再犯防止推進の人的・物的基盤の整備
- 再犯防止施策推進に関する重要事項

市にをす項村力頼事

① 福祉サービスや各種制度の利用支援業務への協力

- ② 地域生活定着支援センター主催のケース検討会議への参加
- ③ 重層的支援体制整備事業、生活困窮者自立支援事業等と岩手県地域生活定着支援センターとの連携
- ④ 地域社会における再犯防止等に関する実態把握及び再犯防止に活用できる社会的資源の調査への協力
- ※参考 矯正施設とは刑務所、少年刑務所、拘置所又は少年院を指すものであるが、 対象者に配慮し、「刑務所等」ではなく「矯正施設」として全国的に統一され ている。

【参考】

広域振興 局等の取 組事項

- ① 福祉サービスや各種制度の利用支援業務への協力
- ② 地域生活定着支援センターが主催するケース検討会議への参加
- ③ 地域社会における再犯防止等に関する実態把握及び再犯防止に活用できる社会的資源の調査への協力
- ④ 岩手県再犯防止推進計画に基づく各施策への協力

3 戦没者遺族等への援護について

(1) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金について

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は、先の大戦で公務等のため国に殉じた軍人、 軍属及び準軍属の方々に思いをいたし、その遺族に対して、戦後何十周年といった特別な機会をとらえ、国として改めて「弔慰」(死者を弔い、遺族を慰めること)の意を表するため、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和40年法律第100号)に基づき、一定範囲の遺族に対して、無利子の記名国債の交付をもって支給している。

前回の戦没者等の遺族に対する第十一回特別弔慰金」は、令和5年3月31日で受付 を終了している。

戦後 80 周年の節目となる令和7年を基準とする特別弔慰金については、国から詳し

い内容が示された後、お伝えする予定である。

(2) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給について

請求期間が令和6年9月30日までとされており、引き続き、受付事務等のに協力をお願いする。

平成 28 年改	正 平病死特別給付金
	先の大戦で障害を負った夫の介助、看護や家庭の維持等のため、長
概要	年にわたり大きな負担に耐えてきた、戦傷病者等の妻の精神的苦痛に
	対して、国として特別の慰藉を行うために特別給付金(記名国債)を
	支給する
	夫である戦傷病者等が、平成25年年4月1日から平成28年3月31
対象者	日までの間に死亡し、公務扶助料等の受給権を有していない妻
国債の名称	第十三回特別給付金国庫債券「た」号
額面	5万円(重症者、軽症者の区別なし)
償還期間	令和4年から令和8年までの毎年4月15日(5年均等償還)
請求期間	令和 3 年 10 月 1 日 ~ 令和 6 年 9 月 30 日

市町村に協力を 依頼する事項	個別請求案内リストによる 請求指導	
市町村の 取組事項	請求書受付事務、裁定通知書・国債の交付事務	

(3) 戦没者等の妻に対する特別給付金の支給について

令和5年4月から請求受付が開始されていることから、受付事務に協力いただきたい。

令和5年改正 戦	令和5年改正 戦没者等の妻に対する特別給付金		
	戦没者等の妻が一心同体である夫を失っ	たこと、生計の中心を失い経	
概曲	済的困難と闘ってこなければならなかった	とこと等の特別の精神的痛苦	
概要	を有する点に鑑み、国として特別の慰藉を	行うため、一定の基準日にお	
	いて、特別給付金(記名国債)を支給する		
	援護法に規定する軍人軍属又は準軍属が	昭和6年9月18日以後公務	
対象者	上又は勤務に関連して死亡したことにより	、一定の基準日において、公	
刈	務扶助料等の受給権を有する戦没者等の妻	要(婚姻の届出はしていない	
	が、事実上婚姻関係と同様の事情にあった	場合を含む)	
	第三十回特別給付金国庫債券「い」号	令和5年4月1日	
見生のなみなび	第三十回特別給付金国庫債券「ろ」号	令和6年4月1日	
国債の名称及び	第三十回特別給付金国庫債券「は」号	令和7年4月1日	
基準日	第三十回特別給付金国庫債券「に」号	令和8年4月1日	
	第三十回特別給付金国庫債券「ほ」号	令和9年4月1日	
額面	110 万円 (5年償)	眾)	

償還期間	第三十回特別給付金「い」号	令和6年4月~令和10年10月
	第三十回特別給付金「ろ」号	令和7年4月~令和11年10月
毎年4月30日	第三十回特別給付金「は」号	令和8年4月~令和12年10月
及び10月31日	第三十回特別給付金「に」号	令和9年4月~令和13年10月
に支払い	第三十回特別給付金「ほ」号	令和 10 年 4 月 ~ 令和 14 年 10 月
請求期間	第三十回特別給付金「い」号	令和5年4月1日~令和8年3月31日
	第三十回特別給付金「ろ」号	令和6年4月1日~令和9年3月31日
	第三十回特別給付金「は」号	令和7年4月1日~令和10年3月31日
	第三十回特別給付金「に」号	令和8年4月1日~令和11年3月31日
	第三十回特別給付金「ほ」号	令和9年4月1日~令和12年3月31日

市町村に協力を			
依頼する事項	個別請求案内リストによる 請求指導		
市町村の	主土主义从主义 共中区加制 民族の六人主义		
取組事項	請求書受付事務、裁定通知書・国債の交付事務 		

(4) 岩手県戦没者追悼式の開催について【予定】

ア 目的

先の大戦において亡くなられた方々へ追悼の誠を捧げるとともに、かけがえのない肉親を失われた御遺族の心情の慰藉を図り、併せて恒久平和を誓う。

イ 開催日時等

- · 令和6年10月26日(土)11:00~12:00
- ・ 盛岡市都南文化会館(キャラホール) 大ホール
- ※ 岩手県遺族連合会から要望があったことから、休日開催とする予定

【令和5年度の実施状況】

開催日時:令和5年10月14日(土)11:00~12:00

開催場所:盛岡市都南文化会館(キャラホール) 大ホール

参加者数:遺族、来賓、スタッフを含め約620人

(5) 中国残留邦人等への支援について

中国残留邦人等に対しては、下表のような支援策が講じられており、**市町村や関係機関と連携して、引き続き積極的な支援**を実施する。

【支援の概要】

1 国民年金の特例等	国が国民年金の保険料相当額を追納することによ
(老齢基礎年金の満額支給)	り、満額の老齢基礎年金を支給する。
	老齢基礎年金等の満額支給に加え、世帯の収入が
2 支援給付(※)の実施	一定の基準に満たない場合、支援給付を支給する。
(老齢基礎年金を補完する生活支援)	厚生労働省及び県が、支援給付実施機関に対し原
	則年1回、実地監査若しくは書面監査を実施する。
3 配偶者支援金の給付	中国残留邦人等が永住帰国する前から継続してそ

(平成 26 年 10 月 1 日~)	の配偶者である者に対し、満額の老齢基礎年金の3
	分の2相当額を支給する。
4 抽状におけて大幅	日本語教室の開催、支援・相談員による通訳、に
4 地域における支援 	よる支援等を行う。

※ 支援法に規定する支援給付は、生活保護法の規定の例によるが、一部異なる取扱いがある。

	① 中国残留邦人等の個々の事情を踏まえた積極的な支援
	② 高齢化・身体機能の低下による優先的な公営住宅の住替えに
市町村に協力を	係る配慮や 、介護サービスを安心して利用できるよう 介護関連
依頼する事項	支援の充実
	③ 支援給付事務の監査における、監査資料の作成や対応等
	(市に限る。)

4 社会福祉法人の適正な運営確保等について

(1) 法人に対する指導監査の適正な実施について

所轄庁が行う社会福祉法人に対する一般監査については、3箇年に1回の実施周期を原則として実施するものであること。ただし、法人における新型コロナウイルス感染症の位置づけの変更に伴う医療提供体制の段階的な移行の影響も踏まえつつ、その実施時期については、引き続き丁寧な調整を図るとともに、書面及びリモートによる手法を一部取り入れ、これと実地による確認を組み合わせて行うことは可能であることから、手法の柔軟化についても適切に図られたいこと。

また、理事会及び評議員会の開催や社会福祉法人が備置き、閲覧又は届出しなければならない書類等について、やむを得ず開催時期や期限の遵守がされていない法人の指導監督を行うに当たっては、柔軟に対応されたい。

市 (所轄庁) へ の依頼事項	新型コロナウイルス感染症のまん延状況を踏まえた監査の実施
	法人監査における広域振興局との連携
	広域振興局と指導監査に関する情報共有
町村に協力を依頼する事項	管内の県所管法人に係る情報の共有等
	・ 指導監査において多くの指摘事項が認められた法人に係る情報
	共有への協力

【参考】

指導監査の一般市との連絡調整

・ 市との監査実施状況等に関する情報共有

広域振興局等 の取組事項 定款変更手続きマニュアルに沿った適切な事務処理

・ 特に公益事業・収益事業を定款に追加する場合の要件確認の徹 底

(2) 社会福祉経営サポート事業について

法人制度改革から7年が経過したところであるが、法人指導監査において未だに経営組織のガバナンスや基本的な会計管理に問題を抱える法人が一定数存在しており、監査とは別の伴走型支援が必要であることから、県では、社会福祉法人運営に精通する専門家を講師としたセミナー及び個別相談会を開催し、専門家による伴走型サポートにつなげるための取組(社会福祉経営サポート事業)を行うこととしているので、管内の社会福祉法人に対して周知を図るとともに、特にも、未だに経営組織のガバナンスや基本的な会計管理に問題を抱える法人に対しては、積極的な参加の呼び掛けをお願いしたい。

市(所轄庁)へ の依頼事項

社会福祉法人経営サポートセミナーの周知及び参加呼び掛け

【参考】

広域振興局等 への依頼事項 社会福祉法人経営サポートセミナーの運営補助

• 会場準備等

(3) 社会福祉連携推進法人制度について

令和2年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」に基づき、「社会福祉連携推進法人」(以下「連携法人」という。)制度が新たに創設され、令和4年4月1日に施行された。

連携法人は、地域共生社会の実現に向け、地域ニーズに対応した新たな取組の創出、 その担い手となる福祉・介護人材の確保・育成、社会福祉法人の経営基盤の強化など を進めていく観点から、社会福祉法人等が社員となり、地域の福祉サービス事業者間 の連携・協働を進めていくための枠組として位置付けられている。

連携法人の所轄庁は、社会福祉法人と同様、県又は市が担うこととなるので、庁内における体制整備を速やかに行うとともに、設立に向けた相談等があった場合には、 適切に対応されたい。

また、所管している法人に対する同制度の周知とあわせ、国庫補助「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の活用についても周知願いたい。

市(所轄庁)の 取組事項

連携法人の認定・指導監督

(4) 福祉サービス第三者評価の推進について

「福祉サービス第三者評価事業」は、サービスの質を公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価し、事業者が施設運営における問題点を把握した上、サービスの質の向上に結びつけるとともに、受審結果を公表することにより、利用者のサービス選択に資することを目的としている。

福祉サービスの第三者評価を定期的に受審している事業者は施設が得意とする分野と不得意とする分野が明確に把握でき、サービスの質の向上に結びついていると評価する声もあることから、管内社会福祉施設等に対し、積極的な受審を促していただきたい。

市町村への依

頼事項

事業者に対する積極的な受審に係る助言

【参考】

広域振興局等 への依頼事項

事業者に対する福祉サービス第三者評価事業の積極的活用の促進

・ 施設監査等の機会を捉えて、関係施設等に対し積極的な受審を 助言

5 生活保護制度の適正な実施等について

(1) 生活保護の動向等について

ア 受給世帯数及び受給者数

令和6年1月時点における県内の生活保護受給世帯数は10,427世帯、生活保護受給者数は12,424人であり、前年同月比で見ると受給世帯数は横ばい、受給者数は微減の傾向が続いている。

イ 保護申請件数

令和6年1月時点における県内の保護申請件数は月平均約149件であり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等から依然として高い水準にあり、予断を許さない状況が続いている。(R4:147件/月、R3:140件/月、R2:125件/月、R1:132/月)

ウ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う措置

令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に位置づけられたことを踏まえ、訪問調査活動及び面接相談については、感染拡大前の従来どおりの取扱いとなっていることから、改めてご留意願いたい。

(2) 生活保護制度の見直し等について

ア 生活保護制度の見直し

制度見直しについては、厚生労働省「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会」において、令和5年12月に「最終報告書」が取りまとめられた。(被保護者の援助に関する計画作成・支援等を調整する会議体の設置、保護受給中の子育て世帯全体への支援、困窮制度と保護制度との連携等の措置または制度化)

今後、厚生労働省においては、制度化に向けた検討や調整等を進めて順次対応が 行われる見通しであることから。県と各実施機関において情報共有を行い、順次対 応していく必要がある。

イ 生活保護基準の見直し

生活扶助基準については、厚生労働省「生活保護基準部会」の検証結果及び足下の社会経済情勢(コロナ禍による影響やエネルギー・食料品を中心とした物価上昇の影響)等を総合的に勘案し、令和5年度~令和6年度は、下記の臨時的・特例的な措置の実施による基準改定が行われる。令和7年度以降の基準改定については、令和7年度予算の編成過程で改めて検討することとされた。

【令和5年10月から実施された臨時的・特例的な措置の主な内容】

- (ア) 令和元年当時の消費実態の水準(検証結果の反映後)に一人当たり月額1,000 円を特例的に加算
- (イ) (ア)の加算を行ってもなお現行の基準額から減額となる世帯について、現行の 基準額を保障

	① 訪問調査活動による保護受給世帯の的確な状況把握及び必要
市の取組事項	な指導援助等の実施
	② 生活保護のシステム改修等の円滑な基準改定に向けた準備
町村に協力を	① 保護の相談、申請に係る広域振興局と連携した適時適切な対応
依頼する事項	② 保護世帯の状況等について広域振興局への適切な情報提供

(3) 生活保護受給者に対する就労支援・進学支援の充実について

ア 生活保護受給者の就労支援

稼働能力を有する生活保護受給者の就労支援については、これまでも、ハローワークとの連携による「生活保護受給者等就労自立促進事業」等の取組により、就労に繋がり、自立に至っているところである。

一方、日常生活や社会生活の面で課題を抱え、就労による自立に一定程度の時間 を要する生活保護受給者もあることから、被保護者就労準備支援事業等も積極的に 実施いただき、就労支援の取組の充実をお願いする。

イ 生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率の向上

生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率は、子どもの貧困に関する指標の一つとされているが、本県においても、進学率の向上を図る取組が必要である。

いわて県民計画(2019~2028)第2期のアクションプランにおいては、「生活保護

世帯の子どもの高校進学率」を具体的推進方策指標とし、現状値(2020)96.6%から、目標値(2025)99.5%への向上を目指していることから、当該目標の達成に向けた取組をお願いする。

併せて、家庭の養育に課題を抱える生活保護世帯への支援の充実もお願いしたい。

ウ 進学準備給付金の支給対象の拡大

被保護者の子どもが高等学校等卒業後に就職する際に新生活の立ち上げ費用に対する支援を行うことで、安定した職業に就くことを促進することを目的としたもの。 令和6年3月に高等学校等を卒業し、同年4月から就職する者に対して遡及して支給する方向で検討されている。

	① 保護受給者の稼働能力、個々の状況・課題に応じた就労支援
市の取組事項	の実施
	② 子どもの学習・生活支援事業と連携した生活保護受給世帯
	への就学・養育支援
	③ 進学給付金の支給対象の拡大に伴う生活保護法施行細則の
	改正、事務委任及び代決専決規則の改正
町村に協力を 依頼する事項	広域振興局及び子どもの学習・生活支援事業との連携した子ど
	ものいる保護受給世帯への支援への協力

(4) 生活保護法施行事務監査について

ア 令和6年度生活保護法施行事務監査

厚生労働省が定める今年度の監査における重点事項及び昨年度の県監査において、 課題が多く見られた事項を今年度の県監査における重点事項として定め、県監査を 行う予定であり、円滑な監査の実施に協力をお願いする。

【令和6年度厚生労働省生活保護法施行事務監査における重点事項】

- (ア) 効果的な指導監査の実施について
- (イ) 査察指導機能の充実強化及び組織的運営管理の徹底について
- (ウ) 保護の相談及び申請の適切な取扱いについて
- (エ) 適切な実施方針の策定及び的確な訪問調査活動の実施について
- (オ) 適切な収入の把握等について

市に協力を依	① 監査の事前準備及び監査の円滑な実施への協力
頼する事項	② 結果通知に基づく保護受給世帯への対応及び改善報告の提出
町村に協力を	広域振興局が行う各種調査(公営住宅の利用状況、課税調査、固
依頼する事項	定資産の保有状況調査等)への協力

(5) 医療扶助のオンライン資格確認の導入について

医療扶助のオンライン資格確認については令和6年3月1日から本格運用を開始しており、オンライン資格確認を導入済みの指定医療機関等に受診する際に、窓口でマ

イナンバーカードを使用したオンライン資格確認が可能であるほか、被保護者が自身 のマイナポータルにおいて資格情報等の閲覧が可能となった。

医療扶助のオンライン資格確認が未導入である福祉事務所、指定医療機関等の場合または導入済みの福祉事務所においても、オンライン資格確認の対象外となる被保護者がいる場合は、指定医療機関等及び被保護者に対して、紙の医療券・調剤券による運用を継続するとともに、指定医療機関等を受診する際は、マイナンバーカードによる資格確認が利用できないこと、また、被保護者のマイナポータルでの資格情報等の閲覧ができない場合があることについて、周知をお願いする。

併せて、オンライン資格確認が原則となることも踏まえ、生活保護受給者に係るマイナンバーカード取得促進及び初回登録支援についても積極的な取組をお願いする。

市の取組事項	① オンライン資格確認の利用についての周知② 被保護者のマイナンバーカード取得促進及び初回登録支援
町村に協力を	広域振興局が行う被保護者のマイナンバーカード取得促進に向
依頼する事項	けた取組への支援

(6) 被保護者健康管理支援事業の更なる取組の推進について

「被保護者健康管理支援事業の手引き」(令和2年8月21日付厚生労働省事務連絡)を参考として、各市町村の保健担当課とも連携の上、効果的な実施に向けた取組をお願いする。

市の取組事項	保健担当課と連携した事業の実施
町村に協力を	広域振興局と町村保健担当課の連携及び事業実施協力
依頼する事項	

6 生活困窮者への支援の充実について

(1) 生活困窮者自立支援制度の推進

ア 生活困窮者自立支援制度の見直しの方向性

生活困窮者自立支援制度見直しについては、厚生労働省「社会保障審議会生活困 窮者自立支援及び生活保護部会」において、令和5年12月に「最終報告書」で見直 しの方向性が示された。(支援会議の設置の努力義務化、就労準備支援事業・家計改 善支援事業・居住支援の強化等)

厚生労働省においては、「最終報告書」で示された方向性を踏まえ、生活困窮者自立支援法の改正を行っている。任意事業を未実施の自治体においては、法律案の内容も踏まえて、実施についての検討をお願いする。

イ 自立相談支援機関の機能強化

昨今の物価高騰等の影響により、生活や住まいに不安を抱えられる方に対して相 談対応を行っていただいているところ。相談件数は、新型コロナウイルスの影響で 令和2年度から急増し、令和5年度においても、県内の自立相談支援機関における 新規相談受付件数は、コロナ禍以前に比べると増加している状況が続いている。

引き続き、補助金を活用する等により、地域の実情に応じた支援体制の構築をお願いする。

ウ 住居確保給付金の機能強化

令和5年4月から、コロナ禍における特例的な対応が一部恒久化され、職業訓練 受講給付金との併給を可能とする等、自立支援機能の強化等が図られるよう制度の 見直しが行われた。この見直しに加え、厚生労働省では家賃の低廉な住宅への転居 費用の補助の必要性が検討されていることから、今後も県と各実施機関において情 報共有を行っていく必要がある。

オ 生活困窮者自立支援法に基づく任意事業の促進

就労準備支援事業及び家計改善支援事業の一体的実施について、未実施自治体に おいては、引き続き実施に向けた調整、準備等をお願いする。

子どもの学習・生活支援事業については、学習支援のみならず、子どもが自分の 将来を考えるきっかけとなる様々な取組や、保護者を含めた世帯全体に対する支援 をより充実させることで、世帯が抱える複合的な課題の改善及び子どもの貧困の連 鎖防止に取り組むよう、事業の実施・拡充をお願いする。

市に協力を 依頼する事項 の取組事項	① 自立相談支援機関等の支援体制の構築・機能強化② 住居確保給付金の機能強化措置を踏まえた適切な給付金支給③ 生活困窮者自立支援法に基づく任意事業等の実施促進への協力
町村に協力を 依頼する事項	① 生活困窮者自立支援事業の円滑な実施のための庁内の関係課との連携に必要となる調整② 子どもの学習・生活支援事業における関係機関調整、教育委員会及び学校等との連携に係る支援

(2) 関係機関と連携した包括的な支援体制の構築

ア 支援会議の設置

生活困窮者自立支援制度においては、多様で複合的な課題を有する生活困窮者を早期に発見するとともに、生活困窮者の状況に応じた包括的な支援を適切に行うことが重要である。

支援調整会議や地域ケア会議、自立支援協議会等の既存の会議体の枠組みを活用 して支援会議を設置すること、また、公的機関や関係部局のみならず、地域の民間 団体との連携を推進しながら、必要な連携体制の見直しや対応強化をお願いする。

イ 生活保護制度との連携

生活困窮者自立支援制度と生活保護制度については、本人への切れ目のない、一体的な支援を行う観点から、両制度を連続的に機能させていくことが重要である。

引き続き、福祉事務所との日常的に緊密な連携をお願いする。

市に協力を	① 既存の会議体の枠組みを活用した支援会議の設置
依頼する事項	② 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携による切れ目
の取組事項	のない一体的な支援
町村に協力を 依頼する事項	広域振興局が行う支援会議の設置及び自立支援機関が行う支援調整会議の円滑な運営のための庁内関係課及び関係団体との連携に 必要な連絡調整等